

令和5年度鳴門市イルミネーション事業補助金募集要領

1. 趣旨

この事業は、イルミネーションに関する機器（以下「機器」という。）の設置により市内の観光資源を創出することで、交流人口の増加を図ることを目的とする。

2. 募集内容

本市の交流人口の増加を図り、地域活性化へ繋がるイルミネーション事業を募集する。

3. 募集対象団体

市内でイルミネーション事業を実施する団体（法人を含む）。

※ただし、市内に住所を有する団体を優先的に採択する。

4. 募集対象事業

次に掲げる事項をすべて満たすもの。

- (1) 市内で実施するもの
- (2) 広く一般の者が観覧できるもの
- (3) 観覧者の安全対策を講じているもの
- (4) 他の団体の補助を受けていない、又は受ける予定がないもの
- (5) 政治活動又は宗教活動を目的とするものではないもの
- (6) 公序良俗に反しないもの

5. 事業期間

交付決定日から令和6年3月31日まで

6. 補助率及び補助限度額

- (1) 事業の補助対象経費の2/3以内を補助する。
- (2) 1事業あたり上限100万円とする。

7. 補助対象経費

別紙1のとおり。

8. 募集期間

令和5年8月1日（火）～令和5年10月31日（火）まで

※随時募集のため、予算上限に達した時点で募集締切とする。

9. 応募方法

(1) 提出書類

- ・補助金交付申請書（鳴門市イルミネーション事業補助金交付要綱：様式第1号）
- ・添付資料
 - ①事業計画書（様式1）
 - ②収支予算書（様式2）※支出の根拠となる見積書等を添付すること
 - ③団体の規約、会則、定款その他これに類するもの
 - ④団体の役員名簿

- (2) 提出部数 1部
- (3) 提出方法 郵送又は持参にて市観光振興課まで提出

10. 審査

提出された事業の内容を別紙2に基づき審査し、採択の可否を決定する。

なお、次に掲げる事項に該当する場合は無効になる場合がある。

- (1) 事業の内容が要綱及び当要領の規定に適合しないもの
- (2) 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (3) 虚偽の内容が記載されているもの

11. 実績報告

事業終了後20日以内又は交付決定のあった年度の3月31日のいずれか早い期日までに、要綱に定める実績報告書を提出すること。

12. 留意事項

当要領の趣旨を満たすよう、必要な広報活動を行うこと。

13. 応募・問い合わせ先

〒772-8501 徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜170
鳴門市産業振興部観光振興課
TEL：088-684-1157、FAX：088-684-1339
E-mail：kankoshinko@city.naruto.i-tokushima.jp

別紙 1

補助対象経費

補助対象と認める経費は、採択された事業の実施に直接必要なものに限ります。

補助対象経費	備考
機器の賃借に要する経費	日用品は除く
機器の設置及び撤去に要する経費	
機器のライトアップに要する経費	光熱費（経常的な経費は除く）
会場使用に要する経費	
広告宣伝に要する経費	新聞広告料等
イルミネーションの点灯式開催に要する経費	
その他市長が必要と認める経費	

以下のものは補助対象になりません。

- ①団体の管理運営費（家賃、光熱費等）
- ②団体の経常的な運営に係る経費
- ③領収書等により、実施団体が支払ったことを明確に確認できないもの
- ④市長が社会通念上不適切と認める経費

企画提案の審査について

1. 審査方針

提出された事業計画書等について、下記審査基準に基づく審査を行い、補助対象事業の採否を決定する。

2. 審査基準

審査項目及び審査項目ごとの審査の視点は、次に定めるとおりとする。

審査項目	審査の視点
1. 事業全体	<ul style="list-style-type: none">・市内の交流人口増加等につながる事業提案となっているか・広く一般の者が観覧できるものとなっているか・安全対策が講じられているか・事業全体のスケジュールについて計画的なものとなっているか・収支計画は妥当か（自己負担金など現実的な計画となっているか等）・広報活動は的確かつ効果的か・実施主体が企業の場合、公益的な事業内容となっているか
2. 事業遂行能力	<ul style="list-style-type: none">・事業実施体制及び事業実施責任者その他スタッフの役割が明確になっており、事業の成果をあげるのに十分な期間従事することになっているか